
災害拠点病院、地域防災計画

(武田多一、救急医学 40: 264-268, 2016)

2016年7月29日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

1、はじめに

被災地に医療支援をしに行く医療チームの役割は、被災地を仕切ったり指揮することではなく、被災地の災害時における医療体制を支援することである。

災害時には支援と受援の間に様々な軋轢が生じる。被災者が支援を断る場合や、支援が被災者の意向を断って行われる場合もある。いずれの場合でも参照すべきは被災地の地域防災計画であり、災害医療では保険医療計画をも参照する必要がある。

本稿では、まず都道府県に指定された災害拠点病院について解説し、次いで被災した市町村で災害医療を展開するに際し把握しておくべき地域防災計画について解説する。

2、災害拠点病院

1996年に整備された災害拠点病院は、多発外傷、圧捻症候群、広範囲熱傷などの災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有することになっている。ただし単独の病院が対応すべきとはされておらず、複数の医療機関が連携して災害時の医療が確保できる体制が構築されていれば良いとも考えられる。

また災害拠点病院には完結型の医療チームを派遣する機能を有することが求められている。地域医師会の医療チームでは人員は派遣するが資器材や薬剤は地方自治体が調達するという体制のところが多いが、災害拠点病院では人も物も病院で用意し派遣できるように準備しておくべきとされている。

災害拠点病院が派遣する医療チームではDMATが有名だがDMATでない医療救護班も重要である。DMATは独自の指揮系統を持ち、都道府県庁や災害拠点病院で情報共有したり派遣調整したりする。それに対して、DMAT以外の医療チームは独自の指揮系統を持たず、原則として地域防災計画に基づき活動する。すなわち、各都道府県の災害対策本部のもとに、派遣調整本部が設置され派遣調整が行われる。さらに保健所管轄区域や市町村単位などで地域災害医療対策本部が設置され、派遣調整本部から派遣された医療チームや自主的に集合した医療チームの調整が行われる。

3、地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき市町村や都道府県の防災業務を定めた計画である。被災地で効率的な災害医療を展開するには、医療計画に示されている被災地の医療体制を尊重し、被災地内外の関係機関が協力しあうことが望まれます。

4、事例の提示

阪神・淡路大震災の時には全国から神戸に駆けつけた医師は、災害急性期の医療体制を調節する場所や代表者がわからずに右往左往した。

東日本大震災の時、全国から駆けつけた医療救護班が被災地で医療支援を展開したが、県庁や市町村の調整機能が動き出すのに時間がかかった。それまでの間、現地調査の名目で避難所を巡る医療チームが多数見られた。

5、終わりに

地域防災計画や医療計画は、地域の実情に応じて柔軟に作成されており地域によって内容は異なる。しかし、円滑に他の応援を受け、また他を応援できるように配慮されているはずである。したがって、他所からの支援チームは被災地の地域防災計画を尊重した形で被災地入りするべきである。